No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) 明電エンジニアリ ング	3,410,000	令和3年10月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
2	平野区役所正面玄関外自動扉修繕	  14L:建具工事	平野区	ナブコドア(株)	4,004,000	令和3年10月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
3	令和3年度舞洲スラッジセンター換気機 械室送排風機外設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) 荏原製作所	11,495,000	令和3年10月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
4	生野区役所中央監視設備入替等修繕	04:電気工事	生野区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	12,650,000	令和3年10月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
5	令和3年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) 日立プラントメカ ニクス	18,700,000	令和3年10月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
6	大阪港咲洲トンネル特高受変電設備補 修工事	04:電気工事	住之江区	(株)日立製作所	132,000,000	令和3年10月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
7	ATC庁舎外9遠方監視装置改修工事	10:電気通信工事	城東 天王寺 生野 西成 港 住之江 平 野 福島 淀川	坂下電工(有)	36,770,800	令和3年10月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
8	I-1号上屋オーバードア補修工事	14L:建具工事	住之江区	金剛産業(株)	7,150,000	令和3年10月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
9	令和3年度大阪市中央卸売市場本場市 場西棟熱源設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	川重冷熱工業(株)	5,753,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
10	令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水 機(保健福祉センター系統)修繕(その2)	05:給排水衛生冷暖 房工事	西区	川重冷熱工業(株)	1,496,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
11	咲洲国際船客上屋船客乗降用設備補修 工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株) IHIインフラ建設	19,800,000	令和3年10月20日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
12	令和3年度共同溝ガス検知設備修繕	04:電気工事	旭 東成 都島 城東平野 生野 中央 北 此花	(株) 理研商会	11,845,515	令和3年10月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
13	大阪市西淀川区役所中央監視制御装置 リモートユニット修繕	04:電気工事	西淀川区	東テク(株)	1,430,000	令和3年10月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
14	令和3年度舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	(株) マコト電気	5,808,000	令和3年10月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
15	令和3年度大阪市中央卸売市場本場業 務管理棟空調設備改修工事	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	新晃アトモス(株)	114,840,000	令和3年10月27日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
16	令和3年度 大阪市役所本庁舎空気調 和機修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	新晃アトモス(株)	27,500,000	令和3年10月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
17	令和3年度 住之江下水処理場外3か所 雨水ポンプ用ディーゼル機関改良工事	09B:上下水道施設 工事	住之江区 西淀川区 城東区	ダイハツディーゼル (株)	534,600,000	令和3年10月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
18	令和3年度 平野市町抽水所主ポンプ用 電動機設備工事	09B:上下水道施設 工事	平野区	(株) 明電エンジニアリング	25,300,000	令和3年10月29日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
19	大野下水処理場監視制御設備外機能追 加工事	09B:上下水道施設 工事	西淀川区	三菱電機(株)	515,900,000	令和3年11月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
20	放出下水処理場外9か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	城東区	東芝インフラシステム ズ(株)	274,560,000	令和3年11月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
21	湊町リバープレイス冷却塔設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	浪速区	荏原冷熱システム(株)	23,650,000	令和3年11月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
22	港区役所中央監視装置修繕(その3)	04:電気工事	港区	東テク(株)	12,980,000	令和3年11月4日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
23	中浜下水処理場西ポンプ棟外現場操作 盤電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区	(株) 日立産機テクノ サービス	7,975,000	令和3年11月5日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
24	十八条下水処理場外4か所制御設備外 機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	淀川区 城東区 大 正区 西淀川区	協和機電工業(株)	26,400,000	令和3年11月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
25	大阪市立社会福祉センター空調機制御 機器修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	天王寺区	アズビル(株)	2,926,000	令和3年11月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
26	令和3年度 此花下水処理場外3か所現 場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区 西淀川区 北区	(株) 日立産機テクノ サービス	10,450,000	令和3年11月12日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
27	大阪市立西淀川区民会館調光操作卓改 修工事	04:電気工事	西淀川区	パナソニックLSエンジ ニアリング(株)	6,892,600	令和3年11月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
28	西淀川区役所庁舎昇降機設備修繕	09A:昇降機設置工 事	西淀川区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	3,855,500	令和3年11月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
29	令和3年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)	09B:上下水道施設 工事	此花区	月島機械・メタウォー ター・東芝特定建設工 事共同企業体	509,300,000	令和3年11月17日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
30	令和3年度 大野下水処理場外2か所現 場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	西淀川区 此花区 東淀川区	三菱電機プラントエン ジニアリング(株)	6,083,000	令和3年11月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
31	令和3年度 海老江下水処理場外3か所 現場操作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	福島区 此花区 西淀川区 淀川区	(株)下平電機製作所	9,130,000	令和3年11月18日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
32	中浜下水処理場第3ポンプ棟外現場操 作盤電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区	(株) 明電エンジニアリング	7,370,000	令和3年11月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
33	中央図書館 二酸化炭素消火設備改修工事	09E:消防施設工事	西区	(株)初田製作所	7,700,000	令和3年11月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
34	中浜下水処理場汚泥処理棟外現場操作 盤電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区	(株) 大同電機製作所	2,915,000	令和3年11月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
35	C6・7-1号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	川重ファシリテック(株)	10,230,000	令和3年11月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
36	南恩加島抽水所受変電設備修繕	09B:上下水道施設 工事	大正区	メタウォーター(株)	4,400,000	令和3年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
37	令和3年度 竹島抽水所外2か所現場操 作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	西淀川区	(株) 明電エンジニアリング	10,725,000	令和3年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
38	令和3年度大阪駅前地下駐車場駐車機 械装置修繕	09D:機械器具設置 工事	北区	新明和工業(株)	4,968,700	令和3年11月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
39	大阪市此花区役所交流無停電電源装置 UPS-0A07500-A1修繕	04:電気工事	此花区	(株) 三社ソリューショ ンサービス	1,309,000	令和3年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
40	大阪市西成区役所交流無停電電源装置 修繕	04:電気工事	西成区	(株) 三社ソリューショ ンサービス	1,309,000	令和3年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
41	大阪市阿倍野区役所交流無停電電源装 置UPS-0A07500-A1修繕	04:電気工事	阿倍野区	(株) 三社ソリューショ ンサービス	1,309,000	令和3年11月30日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
42	令和3年度 海老江下水処理場現場操 作盤外電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	福島区	東芝インフラシステム ズ(株)	22,000,000	令和3年12月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
43	中浜下水処理場東水処理施設外現場操 作盤電気設備修繕	09B:上下水道施設 工事	城東区	東芝インフラシステム ズ(株)	3,465,000	令和3年12月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
44	令和3年度 舞洲スラッジセンタ―NO.2 遠心脱水機修繕	09B:上下水道施設 工事	此花区	巴工業(株)	11,660,000	令和3年12月6日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
45	令和3年度 大阪市役所本庁舎自動制 御設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	北区	アズビル(株)	8,690,000	令和3年12月7日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	<u>随意契約理由</u> ( <u>随意契約理由番号)</u>	WTO
46	令和3年度城北寝屋川口水門外41遠方 監視装置修繕	04:電気工事	城東 旭 都島	三菱電機プラントエン ジニアリング(株)	12,133,000	令和3年12月8日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
47	大阪市中央卸売市場本場市場東棟排水 ポンプ修繕その2	05:給排水衛生冷暖 房工事	福島区	新明和アクアテクサー ビス(株)	3,927,000	令和3年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
48	令和3年度 南部方面管理事務所管理 棟空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	住之江区	パナソニック産機シス テムズ(株)	3,747,150	令和3年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
49	湊町リバープレイス自動扉修繕-2	  14L:建具工事	浪速区	ナブコドア(株)	4,422,000	令和3年12月9日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
50	扇町公園駐車場防火シャッター等修繕	14L:建具工事	北区	(株) 鈴木シャッター	12,623,820	令和3年12月10日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
51	東横堀川水門空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	中央区	三菱電機システム サービス(株)	6,820,000	令和3年12月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
52	令和3年度 南部方面管理事務所管理 棟熱交換器エレメント・フィルター修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	住之江区	三菱電機ビルテクノ サービス(株)	2,717,000	令和3年12月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
53	此花下水処理場外2か所監視制御設備 外機能追加工事	09B:上下水道施設 工事	此花区 西成区 大 正区	(株)日立製作所	31,900,000	令和3年12月15日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
54	令和3年度大阪市中央卸売市場本場塵 芥処理設備修繕	09D:機械器具設置 工事	福島区	新明和工業(株)	3,080,000	令和3年12月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
55	令和3年度道頓堀川水門外2監視制御 装置修繕	04:電気工事	浪速 中央 城東	(株)安川電機	18,370,000	令和3年12月22日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
56	大阪市立中央会館空調設備修繕	05:給排水衛生冷暖 房工事	中央区	不二熱学サービス(株)	4,180,000	令和3年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	
57	C6・7-2号機多目的クレーン補修工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	JFEプラントエンジ(株)	7,590,000	令和3年12月24日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	

- 1 修 繕 名 称 令和3年度 舞洲スラッジセンター自家発電設備外電気設備修繕
- 2 契約相手方 (株)明電エンジニアリング
- 3 随意契約理由

今回修繕する自家発電設備外電気設備は、所内に電力を供給するための受変電設備と非常時の電源を確保する発電設備であり、舞洲スラッジセンター全設備を安定的に稼働させるため極めて重要な設備である。これらの設備の高い信頼性を維持するため、機能の低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、(株)明電舎が設計製作及び施工したもので、修繕に当たっては当初の設計に基づき、最も適切な試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行い、自家発電設備外電気設備としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ 納入している電気設備の修繕業務を移管されている(株)明電エンジニアリ ングのみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

#### 1 案件名称

平野区役所正面玄関外自動扉修繕

#### 2 契約相手方

ナブコドア株式会社

## 3 随意契約理由

本修繕は、平野区役所に設置している自動扉について経年過多による摩耗劣化がひどく進行していることから、当該箇所の部品交換及び修繕を行うものである。

当該自動扉については、すべてナブコドア株式会社が製造した製品であり、今回の修 繕を実施するにあたっては、ナブコドア株式会社を通じてのみ入手可能な純正部品、並 びに機器に関する知識が必要である。

本修繕は、既設の自動扉にかかる摩耗劣化が進行した部品の取り替え並びに自動扉 自身の整備を行うものであるが、既設設備との調整が不可欠であり、設備全体の調整を 行わなければ機能を維持することはできない。また、平野区役所業務に影響を及ぼすこ となく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持 たせる必要があり、これらの提供が可能であるのは、唯一、製造メーカーであるナブコ ドア株式会社のみである。

以上のことから、本修繕においては、業務の履行が可能な業者が特定される業務として、ナブコドア株式会社を契約相手方として特名随意契約を締結することとする。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

平野区役所総務課(電話番号 06-4302-9625)

1 修繕名称:令和3年度 舞洲スラッジセンター換気機械室送排風機外設備修繕

2 契約相手方: ㈱荏原製作所

# 3 随意契約理由:

今回修繕する送排風機は、舞洲スラッジセンターの電気室(2)等の熱負荷の高い 部屋を冷却する設備であり、舞洲スラッジセンターの各施設を運転維持するために重 要な設備である。

各種送排風機のモーター軸受部が長時間の運転により、著しく摩耗、損傷しているため修繕 するものである。

本設備は、(株) 荏原製作所が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である㈱荏原製作所のみである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:建設局 北部方面管理事務所 舞渊スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

# 1 案件名称生野区役所中央監視設備入替等修繕

# 2 契約相手方三菱電機ビルテクノサービス(株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、生野区役所内の設備監視や、各種メータ検針及び熱源・空調設備等のスケジュール運転制御を実施するものであり、機器故障によるシステム復旧が不可となった場合、設備異常を早期に発見することが困難となり、庁舎及び市民へ大きな影響を及ぼすことになる。

そのため、耐用年数を超過し、メーカーの補修用部品供給期限を迎えている中央監視盤センター装置の入れ替え及びLCP (10台) の修繕を行う必要がある。

本装置は、三菱電機ビルテクノサービス(株)が設計製作を行ったものであり、同社部品は他社製品との互換性がないため、同社が保有する部品及び専門の知識・技術が不可欠である。

また、同一業者以外に修繕させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた際の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じる恐れがある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、三菱電機ビルテクノサービス(株)のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市生野区役所企画総務課(電話番号06-6715-9625)

1 修繕名称:令和3年度 舞洲スラッジセンター各種クレーン設備修繕

2 契約相手方: (株)日立プラントメカニクス

## 3 随意契約理由:

今回修繕する各種クレーン設備は、舞洲スラッジセンターの汚泥溶融炉設備で発生する脱水ケーキを搬送する設備である。これらのクレーン設備が停止すると溶融炉設備への汚泥供給ができなくなり、連続運転に支障をきたす恐れがあることから性能維持のために必要となる修繕を行うものである。

本各種クレーン設備は、(株)日立プラントテクノロジーが設計、製作したもので、修繕に当たっては、本設備の構造・特性を熟知し独自の専門的技術が必要であり、取替部品も他社では製造していない。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、(株)日立プラントテクノロジーは(株)日立製作所に吸収合併されており、天井クレーン設備の全般業務については(株)日立プラントメカニクスに業務継承されているため、上記業者に随意契約を行うものである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署:建設局 北部方面管理事務所 舞淵スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

#### 1 案件名称

大阪港咲洲トンネル特高受変電設備補修工事

# 2 契約の相手方

(株)日立製作所

# 3 随意契約理由

本設備は、電力会社から送電された電力をトンネル内全設備への電気供給を担う設備であり、トンネルを安全に車輌が通行するうえで重要な設備である。

本工事は、設置後 20 年以上経過しており、経年劣化により不具合が発生しているため、補修工事を行うものである。

当該設備は(株)日立製作所により設計・製作されたもので補修を行うには、製作会社が保有する設計時の情報と独自の技術が必要であり、特高受変電設備全体の性能を発揮するうえで不可欠である。また、補修後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上の理由により、本工事を行える業者は、当該特高受変電設備を設計・製作し、構造を熟知した(株)日立製作所のみであり、各装置の製作から施工に至るまで責任の一元化を図れる唯一の業者である(株)日立製作所に特名随意契約を依頼する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪港湾局 計画整備部 設備課 (電気) (電話番号 06-6568-9092)

- 1 工事名称 ATC庁舎外9遠方監視装置改修工事
- 契約の相手方坂下電工(有)

# 3 随意契約理由

本工事は、道路情報板等の道路付属設備の監視を行うために、ATC庁舎外9か所に 設置されている既設遠方監視装置の更新及びクライアントの更新並びにクライアントの 設置、プログラムソフトのバージョンアップ及び機能追加を行うものである。

本設備は、坂下電工(有)が設計・製作・設置したものであり、既設監視装置ソフトのバージョンアップ及び機能追加に必要なシステム全体の変更(機能追加・設定変更)を行うためには、既設監視装置の設計製作者独自の技術が必要となる。

また、設計製作者である坂下電工(有)以外に施工させた際、トラブルが生じた場合 の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必 要がある。

以上のことから、本改修工事を施工できる業者は、坂下電工(有)のみであるため、 上記業者と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話 06-6615-7416)

#### 1 案件名称

I-1号上屋オーバードア補修工事

# 2 契約の相手方

金剛産業㈱

#### 3 随意契約理由

本工事は、I-1号上屋に設置しているオーバードア部品の経年劣化による部品交換及び調整を行うものである。

本工事対象オーバードアは、金剛産業㈱が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製作会社独自の部品と専門技術が必要であり、部品は同社でのみ調達することができる。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の 一元化を図ることができるのは、当該オーバードアの構造を熟知している金剛産業㈱ のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

港湾局 計画整備部 保全監理課 (建築)

06-6615-7812

## 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場市場西棟熱源設備修繕

## 2 契約の相手方

川重冷熱工業㈱

#### 3 随意契約理由

本修繕は、集中冷暖房用熱源設備(ガス吸収式冷温水発生器)の部品を取り替えるものである。

当該機器については、すべて川重冷熱工業㈱が製造した製品であり、今回の修繕を実施するにあたっては川重冷熱工業㈱を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

また、設備全体の機能維持のために既設設備との調整が必要不可欠であるととも に、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要性がある。 以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

## 1 案件名称

令和3年度大阪市西区役所吸収冷温水機(保健福祉センター系統)修繕 (その2)

# 2 契約の相手方 川重冷熱工業(株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市西区役所 7 階に設置されている吸収冷温水機内部で伝熱管の水漏れが発生し、空調の運転ができないため、機器内部の伝熱管の修繕を行うものである。今回、故障が発生した機器は、健診等の会場である保健福祉センター部分の機器であり、来庁者の健康管理と市民サービスの観点から多大なる影響を及ぼすことにつながるため、修繕等を行うものである。

当該機器については、川重冷熱工業(株)が製造・施工したものであり、修繕に あたっては、製造者のみが有する、当該設備の構造及び機能に関する専門の知識 及び技術が不可欠である。

また、当該修繕で施工する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、既存部分等の使用においてトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるなど、著しい支障が生じるおそれがある。

以上の理由により、本修繕を実施できるのは、川重冷熱工業(株)のみであるため、同社と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

西区役所総務課(電話番号 06-6532-9939)

#### 1. 案件名称

咲洲国際船客上屋船客乗降用設備補修工事

## 2. 契約の相手方

株式会社IHIインフラ建設

## 3. 随意契約理由

本工事は、隣接する国際フェリーターミナルから岸壁に係留している船へ乗降させる ために使用する可動式の人道橋の補修を行うものである。

工事に際しては、当該設備が船客の乗降に使用されることから、高い安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、相関関係がわからず、本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけが本体構造及びシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該船客乗降用設備を製造した株式会社 I H I から修繕工事業務を移管された株式会社 I H I インフラシステムより業務を移管されている上記業者のみである。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

#### 1 案件名称

令和3年度共同溝ガス検知設備修繕

#### 2 契約相手方

(株) 理研商会

#### 3 随意契約理由

今回修繕するガス検知器は、共同溝洞道内及び地下道内における、酸欠危険場所への入 溝に際し、人命の安全及び不測の事故を防ぐための重要な設備であるが、経年劣化等によ る故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うものである。

本設備は理研計器(株)が設計製作したものであり、老朽化した部品の取替には、既設設備の構成及び取替え部品の整合性など同社が保有する設計製作図面に基づく取替調整の技術が必要である。よって、本修繕ができるのは製作会社からアフターサービス業務を移管されている(株)理研商会のみである。

以上のことから、(株) 理研商会を契約相手方として特名随意契約を締結するものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号 6615-6465)

- 1 案件名称 大阪市西淀川区役所中央監視制御装置リモートユニット修繕
- 2 契約の相手方 東テク(株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、西淀川区役所に設置されている中央監視制御装置の一部である空調機制御用のリモートユニット等が経年劣化に伴い作動しなくなり、中央監視本体側からの指令に基づく運転管理ができない状態となっているため、本装置の交換並びに交換に伴う制御プログラム作成等及び試運転調整を行うものである。

本設備は、アズビル(株)が製造・設置したものであり、リモートユニット等の修繕にあたっては、中央監視システム全体としての機能を維持しなければならないため、監視装置本体及び変換装置の内部回路等の装置特性や制御ソフトウェアの構成、通信ネットワーク構造等の専門の知識と技術が必要となる。

また、修繕する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、既存部分等に著しい支障が生じる可能性があることや、修繕後の一貫した責任と性能について、保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、アズビル(株)より中央監視制御装置の販売特約店となる東テク(株)のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

- 4 根拠法令 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 5 担当部署 西淀川区役所総務課(電話番号 06-6478-9625)

- 1 修 繕 名 称 令和3年度 舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備排ガス測定装置修繕
- 2 契約相手方 (株) マコト電気
- 3 随意契約理由

今回修繕する排ガス測定装置は、舞洲スラッジセンター脱水分離液処理設備を運転 監視するために重要な役割を持つ分析計であるが、日常運転における正確性と、測定 装置としての高い信頼性を維持させるため、機能が低下した構成部品を取替え修繕す るものである。

本装置は、(株)堀場製作所が設計製作したものであり、修繕に当たっては当初の 設計に基づき、最も適切な測定、試験、調整を実施するとともに、修繕に伴う当該機器 の分解及び再組立を製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて行ない、分 析計としての性能を継続維持させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社にその修繕を行わせることはき わめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要 がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市下水道施設へ納入している分析計の修繕業務を移管されている(株)マコト電気のみである。

4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号 06-6460-2830)

## 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場業務管理棟空調設備改修工事

2 契約の相手方

新晃アトモス(株)

## 3 随意契約理由

本工事は、業務管理棟に設置している空調設備の改修工事を行うものである。

本工事対象設備は、新晃工業(株)が製作したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な 可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新晃工業(株)から保 守及び維持管理にかかる業務を移管されている新晃アトモス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

#### 1 案件名称

令和3年度 大阪市役所本庁舎空気調和機修繕

2 契約の相手方

新晃アトモス (株)

## 3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、空気の温度・湿度・清浄度を調整する 空気調和機の部品が破損しているため、部品の交換を行い機能の回復を行うもので ある。

本庁舎の空気調和機は、新晃工業(株)の製品であり、メーカー独自の技術により設計・製作した業者以外では技術面等の対応が不可能で、かつ修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要がある。

以上の理由により、本修繕を行えるのは、新晃工業(株)より空気調和設備なら びに機器の整備・保守更新工事にかかる取扱業務を移管されている新晃アトモス (株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06 - 6208 - 8197)

## 1 工事名称

令和3年度 住之江下水処理場外3か所雨水ポンプ用ディーゼル機関改良工事

#### 2 契約相手方

ダイハツディーゼル株式会社

# 3 随意契約理由

本工事は、住之江下水処理場及び住之江抽水所、中島第2抽水所、今福下水処理場に設置されている雨水ポンプ用のディーゼル機関の消耗部品及び損傷部品を取替え、各部の整備を行い、運転時の高い信頼性を維持するためのものである。

本設備は、ダイハツディーゼル(株)が設計・製作したもので、機能を発揮させるための組付け精度 及び許容値など、同社が保有する設計製作図面に基づく技術が必要であり、取替部品も他社では製作 していない。また、施工後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者はダイハツディーゼル (株)のみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

#### 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号06-6686-5123)

#### 1 工事名称

令和3年度 平野市町抽水所主ポンプ用電動機設備工事

#### 2 契約相手方

(株)明電エンジニアリング

#### 3 随意契約理由

今回工事を行う旧No.9汚水ポンプは、平野市町抽水所から汚水を平野下水処理場へ送水するために使用する設備である。

本設備において、長時間の使用により各部を損傷しており、十分な機能を発揮できない状況に あることが判明した。そのため電動機のコイル、回転子等その他構成部品の取替えを行い機能を 回復させ、加えて信頼性の向上を図るものである。

本設備は、(株)明電舎が設計・製作・据付したもので、改良にあたっては製作当初の設計に基づき最も適切な部品の選定を行うとともに、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行う必要があり、製作会社独自の技術を必要とする。また、プラント設備としての性能を継続維持させ、改良後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる業者は、製作会社である(株)明電舎の設備の保守・メンテナンス事業を担っている(株)明電エンジニアリングのみである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

## 5 担当部署

建設局 南部方面管理事務所 設備課(電話番号06-6686-5123)

1 工事名称: 大野下水処理場監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方:三菱電機(株)

3 随意契約理由: 本工事は、大野下水処理場における運転監視及び自動制御するため の既設監視制御設備等に操作回路、制御回路、監視信号項目等のソフ トウェアの機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、三菱電機(株)が独自の技術、ノウハウにより設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替施工を行う必要があり、切替施工の都度、既設監視制御設備等に操作・制御回路及び信号項目の変更・追加並びに操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工でき るのは、三菱電機(株)のみである。

4 根拠法令:地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7891)

1 工事名称:放出下水処理場外9か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: 東芝インフラシステムズ(株)

3 随意契約理由: 本工事は、放出下水処理場外9か所において、運転監視及び自動制御 するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加 を行うものである。

本工事で機能追加する既設監視制御設備等は、東芝インフラシステムズ(株)が設計・製作・施工したもので、操作・制御回路が密接に関連しており、製作する機器は既設と一体となって機能を発揮するものである。

さらに、施工をする際には既設監視制御設備等の機能を保証させながら段階的に切替え施工を行う必要があり、切替え施工時にはその都度、既設監視制御設備等に操作回路、制御回路及び監視信号項目等の変更・追加並びに操作条件の設定変更等を行っていく必要がある。

よって、本工事は新設設備部分及び既設設備部分等を使用しながら施工及び機能追加を行う必要があり、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるため、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに 配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本工事を施工でき るのは、東芝インフラシステムズ(株)のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

1 案件名称

湊町リバープレイス冷却塔設備修繕

2 契約の相手方 荏原冷熱システム(株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している空調設備を構成する冷却塔設備について、経年劣化に伴う部品交換及び調整を行うものである。空調設備を修繕しなかった場合、施設利用者への健康被害が及ぶなど、施設の管理運営に重大な支障をきたすこととなる。

修繕する冷却塔設備は、(株) 荏原製作所が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社のみが有する当該機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠であるとともに、同社のみが調達できる純正部品を用いる必要がある。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元 化を図ることが出来るのは、(株) 荏原製作所の組織再編により、冷熱製品のアフターサ ービスを移管されている荏原冷熱システム(株)のみであるため、同社と特名随意契約を 行う。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ (電話番号 06-6208-9442)

#### 1 案件名称

港区役所中央監視装置修繕(その3)

#### 2 契約相手方

東テク(株)

#### 3 随意契約理由

本工事は、港区役所に設置している統括管理を担う中央監視装置のリモート装置の 修繕を行うものである。

本設備の中央監視装置は、センター装置とリモート装置から構成されているが、センター装置は2年前に取替を行っているものの、リモート装置は老朽化により保全作業による維持が困難となっており、故障時には、中央監視装置での監視ができず、長期間にわたって重大な支障が生じることが想定される。

今回の修繕では、センター装置は既設利用とし、老朽化したリモート装置部分を取り替えるものであるため、既設回路との整合を保ち、設備の性能を継続・維持させなければならない。

また、中央監視装置システムは施設毎の特性に応じた設計がなされており、修繕にはハード及びソフトウェアなどの設計業者の独自の情報技術が不可欠となる。

上記業者は当該システムの設計及び工事の施工業者であり、修繕にあたっては既設備に対する技術を必要とするとともに、修繕後の一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があることから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

港区役所総務課(電話番号 06-6576-9631)

## 1 修繕名称

中浜下水処理場西ポンプ棟外現場操作盤電気設備修繕

# 2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

## 3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)日立から修繕等業務を移管されている(株) 日立産機テクノサービスのみである。

# 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

1 工事名称:十八条下水処理場外4か所制御設備外機能追加工事

2 契約相手方:協和機電工業(株)

3 随意契約理由: 本工事は、十八条下水処理場外4か所における既設制御設備等に自動制御するために必要となる制御機能等の追加を行うものである。

本工事で機能追加する制御設備は、協和機電工業(株)が設計製作施工したもので、操作、制御回路が密接に関連しており、一体となって機能を発揮するものである。

さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、制御に必要な操作回路の変更・ 追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は新設部分及び既設部分等を使用しながら機能追加を行うため、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があるので、既設施工業者以外に施工させることはできない。また、既設設備に適合する制御設備を構成する電気機器及び配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、協和機電工業(株)のみである。

4 根 拠 法 令: 地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 担 当 部 署: 建設局下水道部設備課 (電話番号 06-6615-7895)

# 1 案件名称

大阪市立社会福祉センター空調機制御機器修繕

2 契約の相手方 アズビル (株)

## 3 随意契約理由

本設備は、社会福祉センターで使用している空調機の制御機器について、 地下1階から3階東西系統の空調機(エアハンドリングユニット)を自動制 御でダンパを開閉し運転することで適正な温度が保たれている。

しかし、現在複数の空調機において、温度調節器の不具合及びダンパの 開閉不良という状況にあり、このままでは、空調機による適切な温度管理が できなくなり、使用者及び会館の運営に多大な影響が及ぶ恐れがあることか ら、早急に修繕を行う必要がある。

本機器は、アズビル(株)が製造・設置されたものであり、ダンパについては、制御機器からの信号で開閉され、現在アズビル(株)が保守点検を行っており、修繕にあたっては、製造者独自の専門技術及び知識が必要であり、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保が不可欠である。

また、製造者であるアズビル(株)以外では、トラブルが生じた際の施工 責任の所在が不明確になることや、修繕後の一貫した責任と性能について保 証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、製造者のアズビル(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

福祉局総務部経理・企画課(06-6208-7923)

#### 1 修繕名称

令和3年度 此花下水処理場外3か所現場操作盤外電気設備修繕

## 2 契約の相手方

(株) 日立産機テクノサービス

#### 3 随意契約理由

今回修繕する此花下水処理場外3か所の現場操作盤外電気設備は、高圧配電盤及び 現場操作盤等であり、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備で あるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機 能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)日立製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社から本市へ納入している電気設備の 修繕を移管されている(株)日立産機テクノサービスのみである。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6462-1519)

## 1 案件名称

大阪市立西淀川区民会館調光操作卓改修工事

#### 2契約相手方

パナソニック LS エンジニアリング(株)

# 3 随意契約理由

本工事は、西淀川区民会館に設置している舞台照明設備の経年劣化が著しく、調光操作 卓の故障により舞台袖操作機器が使えず、またプログラミングによる効果的な照明表現も できないといった不具合が生じていることから、補修部品が生産終了しているアナログ機 器から、デジタル機器に取り換える改修工事を行うものである。

本設備は、パナソニック LS エンジニアリング(株)が製造したもので、調光操作卓から調光盤への信号送信により動作するものである。また、既設の調光操作卓と調光盤はアナログ機器であり、調光操作卓をデジタル機器に取り換えると、調光盤への信号送信には独自の信号交換装置が必要となるため、製造業者の技術及び知識が不可欠である。

以上のことから、本工事の製造及び取り付け調整を行えるのは、パナソニック LS エンジニアリング (株) のみであり、上記業者と特名随意契約を締結する。

#### 4根拠法令

地方自治法施行第167条の2 第1項第2号

## 5担当部署

西淀川区役所地域支援課 (電話番号 06-6478-9893)

#### 1 案件名称

西淀川区役所庁舎昇降機設備修繕

# 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス(株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、西淀川区役所に設置されている昇降機を支障なく安全に使用し、不測の事故を防ぐため、耐用年数に達した部品や経年による劣化部品の取替え及び試運転調整等を行うものである。

当該昇降機は、常日頃から多くの来庁者及び職員が利用するものであり、突然の故障などトラブルが発生した場合、来庁者等に多大な影響を及ぼし、区役所の円滑な業務の遂行にも支障をきたすことになるため、早急に修繕を行う必要がある。

本昇降機については、三菱電機(株)が製造・設置したものであり、修繕にあたっては、 製造者独自の専用設計された純正部品や専門技術及び知識が不可欠である。

また、修繕する部分は、既存部分と密接不可分の関係にあり、既存部分等に著しい支障が生じる可能性があることや、修繕後の作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な稼働 状態の確保と施工責任責を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは、三菱電機(株)から昇降機保守等サービス 業務全般及び改修・修理工事を委譲している三菱電機ビルテクノサービス(株)のみであ るため、上記業者と特名随意契約を締結する。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市西淀川区役所 総務課 総務グループ (06-6478-9625)

## 1 工事名称

令和3年度 舞洲スラッジセンター汚泥溶融炉施設整備工事(その2)

#### 2 契約相手方

月島機械・メタウォーター・東芝特定建設工事共同企業体

#### 3 随意契約理由

今回整備工事を行う汚泥溶融炉施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水ケーキを溶融処理する施設であり、定期整備を行い今後の安全運転を期するものである。

本施設は、汚泥溶融炉施設として、わが国最大級の規模であり、かつ、高度に複雑なシステムを必要とするため、汚泥溶融炉施設の建設に当たっては、機械・電気設備一体の技術をもって建設されたものである。今回の整備工事の対象となる汚泥溶融炉施設は、月島機械・日本碍子・東芝特定建設共同企業体が設計製作及び施工したもので、溶融炉本体と多くの補機類で構成され、お互いに複雑にシステム化されて稼働するものであるが、汚泥溶融炉施設を安全かつ効率的に運用するためには、汚泥溶融炉施設全体の有機的な連携が特に必要である。

したがって、汚泥溶融炉施設を整備するためには、月島機械・メタウォーター・ 東芝特定建設工事共同企業体のみが保有する汚泥溶融炉施設設計の考え方を十分に 反映させることが不可欠であり、実施にあたっても月島機械・メタウォーター・東 芝特定建設工事共同企業体を構成する各企業間での技術的な連携が必須条件となっ ている。さらには、主要部品についても月島機械・メタウォーター・東芝特定建設 工事共同企業体のみで製作しており、特に溶融炉に使用する耐火材は特別に開発さ れたものである。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせ る必要がある。今回契約先の共同企業体の構成員である「メタウォーター(株)」 は、日本碍子(株)「東芝(東芝インフラシステムズ(株))は(株)東芝の事業 継承会社であり本件に必要となる技術を有する。

以上のことから、本整備工事ができる業者は月島機械・メタウォーター・東芝特 定建設工事共同企業体のみである。

#### 4 根拠法令.

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

- 1 修 繕 名 称 令和3年度 大野下水処理場外2か所現場操作盤外電気設備修繕
- 2 契約相手方 三菱電機プラントエンジニアリング株式会社
- 3 随意契約理由

今回修繕する大野下水処理場外2か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、三菱電機株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている三菱電機プラントエンジニアリング株式会社のみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

- 2 契約相手方 株式会社下平電機製作所
- 3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場外3か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は、株式会社下平電機製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社である株式会社下平電機製作所のみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

#### 1 修繕名称

中浜下水処理場第3ポンプ棟外現場操作盤電気設備修繕

# 2 契約の相手方

(株) 明電エンジニアリング

#### 3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは(株)明電舎から修繕等業務を移管されている(株)明電エンジニアリングのみである。

## 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

## 1 案件名称

中央図書館 二酸化炭素消火設備改修工事

# 2 契約の相手方

(株) 初田製作所

### 3 随意契約理由

本工事は中央図書館に設置している、二酸化炭素消火設備の改修を行うものである。 本工事で改修を行う二酸化炭素消火設備は設置後24年が経過しており、長年の使用に より制御盤内の基盤部品も劣化が進み、異常表示が出る問題が発生している。このまま 使用し続ければ火災時の初期消火ができない恐れがあり、また、誤作動により二酸化炭 素が噴き出した場合は、人身事故につながる恐れもあり危険な状態である。事故が起き た場合には図書館運営にも致命的なダメージを負うことが想定されることから改修工事 を行うものである。

当該設備は上記業者が独自に設計・製造・施工したものであり、改修にあたっては、 製造者のみが有する当該設備の構造及び機能に関する専門の知識及び技術が不可欠であ る。

また、当該工事で施工する制御盤の部分は、警報スピーカや噴射ヘッドなど既存部分と密接不可分の関係にあり、上記業者以外に施工させた場合、障害が発生した際、その原因が設備固有の問題なのか、本工事によるものなのかの特定が困難となり、ひいては責任の所在が不明確になり、著しい支障が生じる恐れがある。

以上の理由により、本工事を実施できるのは、上記業者のみであり、同業者と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5担当部署

大阪市教育委員会 大阪市立中央図書館 総務担当 (電話番号 06-6539-3314)

# 1 修繕名称

中浜下水処理場汚泥処理棟外現場操作盤電気設備修繕

### 2 契約の相手方

(株) 大同電機製作所

# 3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場の現場操作盤電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は(株)大同電機製作所が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。 以上のことから、本修繕ができるのは(株)大同電機製作所のみである。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

### 1. 案件名称

C6・7-1号機多目的クレーン補修工事

#### 2. 契約の相手方

川重ファシリテック株式会社

#### 3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を 定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い 安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設 計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、 相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した川崎重工業株式 会社から現状維持の補修工事を移管された上記業者のみである。

#### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)

1 案件名称 : 南恩加島抽水所受変電設備修繕

2 契約の相手方 : メタウォーター株式会社

# 3 随意契約理由

今回修繕する南恩加島抽水所受変電設備は、下水処理施設を安定稼働させるために 重要な役割を持つ設備であるが、ポリ塩化ビフェニル含有の機能低下した構成部品を 修繕するものである。

本設備はメタウォーター株式会社が設計製作したもので、修繕にあたっては製作会社としての技術と経験を必要とし、製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取外し等を行うため総合的な技術が必要である。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社であるメタウォーター株式会社のみである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局 西部方面管理事務所設備課 (電話番号6561-0160)

- 2 契約相手方 株式会社明電エンジニアリング
- 3 随意契約理由

今回修繕する竹島抽水所外2か所の現場操作盤外電気設備は、下水処理施設を 安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持 するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替 え修繕するものである。

本設備は、株式会社明電舎が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から他社にその修繕を行わせることはきわめて困難であり、かつ、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、製作会社から本市へ納入している電気設備の修繕を移管されている株式会社明電エンジニアリングのみである。

- 4 根 拠 法 令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 5 担 当 部 署 建設局 北部方面管理事務所 設備課 (電話番号 06-6462-1519)

#### 1 案件名称

令和3年度大阪駅前地下駐車場駐車機械装置修繕

#### 2 契約の相手方

新明和工業(株)

#### 3 随意契約理由

機械式駐車場である大阪駅前地下駐車場の駐車機械装置は、駐車場を運営する上で必要不可 欠な設備である。

本修繕は、駐車機械装置の性能を長期にわたり良好な状態に維持するとともに、利用車両の 安全性や円滑な入出庫を保持するため、耐用年数に達した定期交換部品や消耗性部品、経年に よる劣化部品の取替等を含めて行うものである。

本装置は新明和工業(株)の独自技術により設計、製作されたもので、装置を構成する機器や部品は他社から調達できない。また、本装置の修繕にあたっては、製作当初の設計に基づいて行い、従前と同等の性能を発揮させる必要があり、装置の構造や各種部品の仕様、構成等を十分に熟知していることが必要不可欠となる。

以上のことから、本修繕が実施できる業者は上記業者のみであり、随意契約を依頼するものである。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

### 1. 案件名称

大阪市此花区役所交流無停電電源装置UPS-0A07500-A1修繕

# 2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

# 3. 随意契約理由

本修繕は、庁内情報ネットワークや各種情報通信網の電源に接続され、停電発生や 落雷時などシステム機器への電源供給が不安定となる場合に、安定した交流出力を無 瞬断 で負荷に供給するものであり、本機器に内臓バッテリーの劣化による不具合が 発生しており、バッテリーやファンの部品交換及び調整を行う必要がある。

本装置は、(株)三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、製作者である(株)三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株)三社ソリューションサービスに移管しており、本修繕を実施することができる業者は、(株)三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

#### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5. 担当部署

大阪市此花区役所企画総務課(06-6466-9551)

# 1. 案件名称

大阪市西成区役所交流無停電電源装置修繕

#### 2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

#### 3. 随意契約理由

本設備は、西成区役所に設置された大型バッテリーに蓄電した電力を、接続先に安定的に供給する「交流無停電電源装置」を庁内情報ネットワークのシステム機器に接続しており、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合でも、安定した電力を供給することができるが、今回、本機器の内臓バッテリーの劣化による不具合が発生しており、早急にバッテリーやファンの部品交換等の修繕を行う必要がある。

本装置は、(株) 三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作者独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を実施し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、製作者である(株)三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株)三社ソリューションサービスに移管しており、本修繕を実施することができる業者は、(株)三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

# 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

大阪市西成区役所総務課(06-6659-9977)

### 1. 案件名称

大阪市阿倍野区役所交流無停電電源装置UPS-0A07500—A1修繕

# 2. 契約の相手方

(株) 三社ソリューションサービス

### 3. 随意契約理由

本装置は、停電発生や落雷時など電源供給が不安定となった場合に、大型バッテリーに蓄電した電力を接続先である庁内ネットワークのシステム機器へ安定的に供給するものであり、現在、本機器に内蔵されているバッテリーの交換時期が近付いており、早急にバッテリーやファンの部品交換等の修繕を行う必要がある。

本装置は、(株)三社電機製作所が設計・製作したものであり、部品交換や試験調整による動作確認や機能保証にあたっては、製作会社独自の規格や構造及び性能を熟知し、専門の知識と技術を持つことが必要となる。

また、他の業者が本修繕を履行し、障害等が発生した場合、その原因が設備固有の問題なのか、本修繕によるものなのか特定が困難になり、ひいては責任の所在が不明確になる。

以上のことから、製作者である(株)三社電機製作所は、機器修繕や保守点検についての業務を子会社である(株)三社ソリューションサービスに移管しており、本作業を実施することのできる業者は、(株)三社ソリューションサービスのみであるため、上記業者と契約を締結するものである。

#### 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

大阪市阿倍野区役所総務課(06-6622-9938)

### 1 修繕名称

令和3年度 海老江下水処理場現場操作盤外電気設備修繕

2 契約の相手方 東芝インフラシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する海老江下水処理場の現場操作盤外電気設備は、高圧配電盤及び現場操作盤等であり、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。

本設備は東芝インフラシステムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。

また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができるのは製作会社である東芝インフラシステムズ(株)のみである。

#### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局北部方面管理事務所設備課 (電話番号 06-6462-1519)

### 1 修繕名称

中浜下水処理場東水処理施設外現場操作盤電気設備修繕

2 契約の相手方東芝インフラシステムズ(株)

### 3 随意契約理由

今回修繕する中浜下水処理場の現場操作盤電気設備は、下水処理施設を安定稼働させるために重要な役割を持つ設備であるが、設備の高い信頼性を維持するため、ポリ塩化ビフェニル含有のおそれがある機能低下した構成部品を取替え修繕するものである。本設備は東芝インフラシステムズ(株)が設計製作したもので、修繕にあたっては製作当初の設計に基づき、製作時と同一の手法を用いて機器の分解、部品の取替え及び再組み立てを行い、プラント設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、製造物責任の所在を明確にする観点から、他社に本修繕を行わせることは極めて困難であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕ができるのは東芝インフラシステムズ(株)のみである。

### 4 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局東部方面管理事務所設備課 (電話番号6969-5847)

1 修繕名称:令和3年度 舞洲スラッジセンターNo.2遠心脱水機修繕

2 契約相手方:巴工業(株)

# 3 随意契約理由:

今回修繕を行うNo.2遠心脱水機は、舞渊スラッジセンターにて受泥する消化汚泥を脱水し、脱水ケーキにするための設備である。

今回の修繕は、No.2遠心脱水機の駆動機電動機の回転部分等及び差動機電動機の冷却ファンモータが長時間の運転により、摩耗・損傷し運転できないため修繕を行うものである。

本機器は巴工業(株)が設計製作したものであり、修繕には当該機器を熟知し、独自の技術を必要とすると共に、取替部品に当たっても他社では製作しておらず独自に設計したものが必要であり、特殊技術と経験を必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を保たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は巴工業(株)のみである。

# 4 根拠法令:

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署:

建設局 北部方面管理事務所 舞渊スラッジセンター (電話番号:06-6460-2830)

# 1 案件名称

令和3年度 大阪市役所本庁舎自動制御設備修繕

# 2 契約の相手方

アズビル (株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、本庁舎の冷暖房設備において、機器を作動させるための自動制御設備の部品が経年劣化しているため、交換を行い機能の回復を行うものである。

本設備は、アズビル(株)がメーカー独自の技術により設計・製造した製品を設置しており、当該会社以外では技術面での対応が不可能である。また修繕後の性能・作動状態等を保証させる必要もある。

以上の理由により、本修繕を行えるのはアズビル(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

総務局行政部総務課庁舎管理グループ (電話番号 06-6208-8197)

# 1 修繕名称

令和3年度城北寝屋川口水門外41遠方監視装置修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機プラントエンジニアリング(株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、城北川河川の管理に必要な機器(放流警報監視制御装置等)を遠方監視する装置であるが、経年劣化による故障及び機能が低下しているため、構成部品の交換を行うものである。

本装置は、三菱電機(株)が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能について保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である三菱電機(株)より遠方監 視制御・映像情報通信設備のアフターサービス業務を移管されている三菱電機プラン トエンジニアリング(株)のみであり、上記業者と随意契約を締結するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話番号:6615-6465)

# 随 意 契 約 理 由 書

# 1 案件名称

大阪市中央卸売市場本場市場東棟排水ポンプ修繕 その2

### 2 契約の相手方

新明和アクアテクサービス(株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、市場東棟に設置している汚水ポンプ (PD-7) の修繕を行うものである。 本修繕対象設備は、新明和工業(株) が製作したものであり、施工にあたっては、 製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技 術及び知識が不可欠である。

よって、当該設備の構造を熟知し、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と責任施工の一元化を図ることができるのは、新明和工業(株)から保守及び維持管理にかかる業務を移管されている新明和アクアテクサービス(株)のみである。

以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結するものである。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

# 1 修繕名称

令和3年度 南部方面管理事務所管理棟空調設備修繕

### 2 契約の相手方

パナソニック産機システムズ(株)

# 3 随意契約理由

今回修繕するガス吸収冷温水機は、南部方面管理事務所管理棟の建築付帯設備であり、管理棟全館に使用している空調設備の真空系機器等の経年劣化が著しいため、老朽化した部品を取り替えするものである。

本設備は、パナソニック産機システムズ(株)が設計製作したもので、老朽 化した取替え部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術も必要とす る。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要もある。 よって、本修繕の部品の調達及び修繕を迅速に対応でき、保守サービスを行え るのは、上記業者のみであるため随意契約を行う。

# 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

大阪市建設局南部方面管理事務所管理課 (電話番号 06-6686-1240)

### 1 案件名称

湊町リバープレイス自動扉修繕-2

# 2 契約の相手方

ナブコドア株式会社

# 3 随意契約理由

本修繕は、湊町リバープレイスに設置している自動扉装置について、部品等交換及び調整を行うものである。

修繕する自動扉装置は、ナブコドア株式会社が製作・設置したものであり、修繕にあたっては、製作会社のみが有する当該機器の構造・規格及び機器構成に関する知識並びに技術が不可欠であるとともに、同社のみが調達できる純正部品を用いる必要がある。

よって、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元、化を図ることが出来るのは、ナブコドア株式会社のみであるため、同社と特名随意契約を行う。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

都市整備局市街地整備部区画整理課清算グループ(電話番号 06-6208-9442)

### 1 修繕名称

扇町公園駐車場防火シャッター等修繕

# 2 契約相手方

株式会社鈴木シャッター

### 3 随意契約理由書

本件は、扇町公園駐車場内に設置されている全ての防火シャッターに危害防止装置を設置するとともに、一部の防火シャッター及び防火扉に生じている開閉不良を修繕するものである。

平成17年の建築基準法施行令の改正により、防火シャッターには危害防止装置の設置が義務付けられているが、当該駐車場の防火シャッターは法改正前に設置されたものであるため、取り急ぎ危害防止装置の設置を行う。

また、一部防火シャッター及び防火扉について、開閉不良が生じているため、万が一 の火災時に、正常に稼働するよう修繕を行う。

本防火シャッター及び防火扉は、上記業者が設計製作したもので、修繕用の取付け部品は他社では製造していない。また、防火シャッター及び防火扉について、性能の安全性を確保するため、修繕後も一貫して性能責任を持たせる必要があることから、上記業者と特名随意契約を行う。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5 担当部署

建設局公園緑化部調整課

TEL: 06-6469-3824

# 1 修繕名称

東横堀川水門空調設備修繕

### 2 契約の相手方

三菱電機システムサービス (株)

#### 3 随意契約理由

本修繕は、東横堀川水門の監視制御室系統の熱負荷の高い部屋を冷却し、水門各施設を 運転維持するための重要な空調設備である。今回、その空調設備の長時間運転により機器 内部部品が故障し、監視制御機器に支障を来す恐れがあるため空調機の部品交換等を行う ものである。

本設備は、三菱電機(株)が設計及び製作したものであり、取替部品は同社のみが製作しており他社では製作していない。また、取替部品も同社のみが保有するシステム構成を 熟知するとともに調整の技術が必要であり、修繕後の一貫した責任と性能についての保証 を持たせる必要がある。

以上のことから、本修繕ができる業者は、三菱電機(株)より製造・販売する製品のサービス業務を委託されている三菱電機システムサービス(株)のみであるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令 第167条の2 第1項 第2号

#### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当) (電話 06-6615-7887)

# 1 修繕名称

令和3年度 南部方面管理事務所管理棟熱交換器エレメント・フィルター修繕

# 2 契約の相手方

三菱電機ビルテクノサービス (株)

# 3 随意契約理由

今回修繕する熱交換器は、当事務所管理棟の建築付帯設備の一部であり、室内外で熱のロスをなくして換気する設備であるが、経年劣化により異音を発したり、異臭が出たりして、使用できる状態ではなくなったため、急遽使用を中止したところであり、このまま放置すれば、室内の温度を一定に保った換気ができず、安全かつ適正な庁舎管理ができないため、早急に行う必要がある。

本設備は、三菱電機(株)が設計製作したもので、取替部品も他社で製作しておらず、設計製作者独自の技術も必要とする。また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要もある。

従って、本修繕を実施できるのは、製造業者である三菱電機(株)よりサービス業務を移管されている三菱電機ビルテクノサービス(株)のみであり、上記業者と随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

# 5 担当部署

大阪市建設局南部方面管理事務所管理課 電話番号(06-6686-1240)

1 工 事 名 称: 此花下水処理場外2か所監視制御設備外機能追加工事

2 契約相手方: (株)日立製作所

### 3 随意契約理由:

本工事は、此花下水処理場外2か所において、運転監視及び自動制御するために必要となる監視制御機能を既設監視制御設備等に機能追加を行うものである。

本工事で機能追加する既設設備は、(株) 日立製作所が独自の技術、ノウハウにより設計製作施工したもので、別途施工する設備機器と一体となって機能を発揮するものである。さらに、機能追加を行う際には既設設備の機能を保証させながら段階的な切替が必要であり、切替の都度、監視制御に必要な操作回路の変更・追加、操作条件の設定変更などを行う必要がある。

よって、本工事は既設部分を使用しながら機能追加を行うため、既設設備施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になるほか、施工後の機能について責任の一貫性を持たせる必要があることから、既設設備施工業者以外に施工させることはできない。

また、既設設備に適合する監視制御設備を構成する電気機器並びに配電盤内の制御機器は他社で製作していないため、本機能追加工事を施工できるのは、(株)日立製作所のみである。

- 4 根 拠 法 令:地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号
- 5 担 当 部 署:建設局下水道部設備課(電話番号 06-6615-7895)

# 随 意 契 約 理 由 書

### 1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場本場塵芥処理設備修繕

# 2 契約の相手方

新明和工業㈱

# 3 随意契約理由

本工事は、市場内に設置の塵芥処理設備の修繕を行うものである。

対象設備については、新明和工業(株)が製作・設置したものであり、施工にあたっては、製造者独自の規格を熟知していると共に純正部品が必要であり、製造業者の専門技術及び知識が不可欠である。

また、作動の確実性、安全性、既存部品との円滑な可動状態の確保と施工責任の一元化を図る必要がある。

よって、本修繕を施工できるのは、新明和工業㈱のみである。 以上のことから、上記業者と特名随意契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5 担当部署

大阪市中央卸売市場本場設備担当(電話番号 06-6469-7969)

# 1. 修繕名称

令和3年度道頓堀川水門外2監視制御装置修繕

# 2. 契約相手方

(株) 安川電機

#### 3. 随意契約理由

今回修繕する道頓堀川水門、東横堀川水門及び城北寝屋川口水門の監視制御装置は、 水門を安定的に稼働させるための設備であり、日常運転における高い信頼性を維持さ せるために、経年劣化による故障及び機能が低下している構成部品の修繕を行うもの である。

本装置は、(株)安川電機が設計製作したもので、修繕に当たっては装置の製作者としての独自の技術を必要とする。また、修繕後の責任と性能についての保証を持たせる必要もある。

以上のことから、本修繕を実施できるのは製作会社である(株)安川電機のみであり、上記業者に随意契約を締結するものである。

#### 4. 法令根拠

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

# 5. 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(電話番号:6615-6465)

# 1 案件名称

大阪市立中央会館空調設備修繕

# 2 契約の相手方

不二熱学サービス (株)

# 3 随意契約理由

本修繕は、大阪市立中央会館(以下、中央会館という。)のホール系統空調機において、送風機の作動時に異音が発生するため、運転をすることができず、電気室の温度上昇を抑制するため扉を常時開として対応している。また、二方弁においては動作しない状況であり、バイパスバルブを開にして運転をしているため、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、該当部品及び付帯物の取替を早急に行う必要がある。

中央会館の本設備は、不二熱学サービス(株)が設置したものであり、修繕後の一貫した責任と性能・保守管理についても保証を持たせる必要がある。

以上のことから、不二熱学サービス(株)は当該設備を熟知し、動作の確実性、安全性等を担保でき、緊急の対応が可能な唯一の業者であるため、上記業者と特名随意契約を締結する。

#### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

中央区役所 市民協働課 (電話番号06-6267-9834)

# 1. 案件名称

C6・7-2号機多目的クレーン補修工事

#### 2. 契約の相手方

JFEプラントエンジ株式会社

#### 3. 随意契約理由

本件工事の対象クレーンは、住之江区南港中7丁目(C6・7岸壁)に設置されたコンテナ等の重量物積み下ろしに使用しているものであり、本工事はそのクレーンの補修を行うものである。

工事に際しては、クレーンの特異性等から、クレーンの構造・安全装置・設計基準等を 定めたクレーン等安全規則およびクレーン製造規格に基づき施工する必要があり、高い 安全性が求められる。また、製造時において、発注者の仕様を反映し、製造者が個々に設 計・製作するため、製造者でなければ部材・機械装置・電気装置・制御装置の構造、仕様、 相関関係がわからず、クレーン本体構造および各装置に悪影響をおよぼす恐れがある。

よって、製造者だけがクレーンの本体構造およびシステム全体を把握した上で、安全性を確保した部材の交換、また、部材を交換することにより影響を受ける箇所の点検および調整等を的確に行えるものであり、また、責任の一元化にもつながる。

以上のことから、本工事が実施可能な業者は、当該クレーンを製造した上記業者のみである。

# 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

#### 5. 担当部署

大阪港湾局計画整備部設備課(機械) (電話番号 06-6552-0057)